

議案第33号

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年3月17日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条の3第1号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額」を加え、同条第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に、「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第15条の4第1号中「100分の6.30」を「100分の6.45」に改め、同条第2号中「3万2,400円」を「3万3,900円」に改める。

第15条の8中「51万円」を「52万円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.17」を「100分の1.98」に改める。

第15条の16中「16万円」を「17万円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.77」を「100分の1.62」に改め、同条第2号中「1万5,300円」を「1万4,700円」に改める。

第16条の5中「14万円」を「16万円」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「51万円」を「52万円」に、「16万円」

を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第1号イ中「2万2,680円」を「2万3,730円」に改め、同号八中「1万710円」を「1万290円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同号イ中「1万6,200円」を「1万6,950円」に改め、同号八中「7,650円」を「7,350円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改め、同号イ中「6,480円」を「6,780円」に改め、同号八中「3,060円」を「2,940円」に改める。

第24条第1項第2号中「第3項に」を「第4項第2号に」に改め、同条第2項中「、保険料」を「保険料」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する提出期限までに減免の申請をすることができないやむを得ない事情があると区長が認めるときは、当該期限が経過した後においても減免の申請をすることができる。

第24条第4項中「、保険料」を「保険料」に、「場合において」を「とき」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定による減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める保険料から適用する。

(1) 第1項第1号に該当する者 申請の日以後の納期限に係る保険料。ただし、前項の規定により申請をした者にあつては、当該やむを得ない事情が生じた日以後の納期限に係る保険料

(2) 第1項第2号に該当する者 旧被扶養者が被保険者の資格を取得した日以後の納期限に係る保険料

付則第4条を次のように改める。

第4条 削除

付 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第16条の5及び第19条の2の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、な

お従前の例による。

(提案理由)

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定するほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い賦課限度額を引き上げる等の必要がある。